

双葉町の復旧・復興に向けた要望書

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から既に3年以上が経過しましたが、原子力事故は、今なお収束せず、双葉町民は、県内はもとより、全国各地で不自由な避難生活を強いられております。

原子力事故の収束及び帰還の見通しが立たない中であって、避難生活の長期化も見込まれることから、双葉町の復興に当たっては、①帰還の長期化が懸念されることを踏まえて、帰還の意志に関わらず、すべての町民が避難先で生活再建を果たしていくこと、②双葉町の土地を復旧・復興し、帰還を希望する町民と新たな町民による双葉町の再興を成し遂げていくこと、の両面に取り組んでいくことが必要となっています。そのため、双葉町では、昨年6月に双葉町の復旧・復興の指針となる「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」を策定し、この計画に基づき、「町民一人一人の復興」と「町の復興」を目指して、業務にまい進しているところですが、残念ながら、町民の生活再建と町の復興は遅々として進んでいないのが現状です。

原子力発電所事故からの復興という、前例のない取組の中で、多くの課題を抱え、広範囲にわたるこれらの課題をすべて町だけの力で解決していくことは、困難な状況にあります。ついては、全国に避難している町民の声に応え、町民の生活再建と町の復興を進めるため、国において、特段の措置を講じられるよう、お願い申し上げます。

今年度、双葉町では、町への帰還と町の復興・再興への道のりを示す「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」の策定を進めております。その策定に当たり、国に解決をお願いしたい課題と併せて、平成27年度以降の政府予算の概算要求等に向けて特段の御配慮をいただきたい事項を、以下のとおり、とりまとめましたので、要望いたします。

平成26年7月16日

復興大臣 根本 匠 様

福島県双葉町長 伊 澤 史 朗

福島県双葉郡双葉町大字新山字前沖28
(避難先) 福島県いわき市東田町2丁目19-4

(本件事務取扱) 双葉町役場いわき事務所 復興推進課長 駒田
電話：0246-84-5200

I 双葉町の復興・再興について

1 双葉町への帰還時期の明示等について

(復興庁、内閣府原子力災害対策本部)

- 双葉町の復興を議論する前提として、双葉町へ安全に安心して帰還できる時期がいつであるかの情報は不可欠である。そのため、町内における放射線量の低減の具体的な見通しを示し、福島第一原発の廃炉の安全確保やインフラ復旧等に要する時間も勘案した、双葉町の帰還見通しを明らかとすること。
- すべての町民に対して、双葉町への帰還が可能となるまで避難先で安心して生活できるための措置を講じた上で、帰還が可能となった際に、双葉町に帰還を希望する町民が双葉町に戻って生活できるようにするための措置も併せて講ずること。

2 福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全確保等について

(復興庁、経済産業省、原子力規制庁)

- 汚染水対策を始めとする福島第一原子力発電所1～4号機の事故収束は、国が前面にたつこと。また、事故収束に従事する作業員の健康管理・安全管理を徹底させること。
- 福島第一原子力発電所全号機の廃炉措置については、国の責任で、安全を担保し、早期の進捗を図ること。特に、敷地内で発生し仮置きされている高線量のがれき等について、その処理の見通しを国の責任で明確にすること。
- 廃炉措置に当たっては、国においても、立地町への説明責任を果たすとともに、立地町の意見を十分に踏まえること。
- 廃炉措置に伴う町への負担と事故を起こした原発という特殊性に鑑み、廃炉を見据えた新たな交付金制度を創設すること。

3 町内復興拠点の整備について (復興庁、国土交通省)

- 東日本大震災と福島第一原子力発電所事故から3年以上が経過し、町の荒廃が進んでいることから、町を復旧・復興し、町を再興させていくためには、魅力ある新たなまちづくりが必要となっている。そのため、町内の帰還困難区域を含めた放射線量が相当程度低下している地域を対象として、町内復興拠点の早期整備が可能となるように措置を講ずること。具体的には、以下の措置を講ずること。
 - ・町内復興拠点が構想される地域においては区域に関わらず除染を優先的に実施すること。
 - ・全面買収方式による拠点整備を可能とするため、津波復興拠点整備事業（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）の原子力災害復興版などの全面買収方式の事業を新たに創設すること。
 - ・産業の拠点となる工業団地造成事業について、用地取得を円滑に行うため、土地収用法の適用対象となる都市計画事業として新たに位置づけること。

- ・町内における公共事業への用地取得に協力した町民に対して、町への帰還を可能とするため、町内復興拠点の宅地の優先・優遇分譲が可能となる制度を設けること。
 - ・町内の住宅等の建物について荒廃が進んでいるため、所有者の希望に応じて、除染と一体的に解体・除却を可能とする枠組みを設けること。
 - ・町への帰還意向者を町内復興拠点へ集約できるような制度的な枠組みを設けること。
 - ・津波被災地域の住宅に係る防災集団移転促進事業の取扱いについて、原子力災害のため、町内における移転先地の整備・住宅の再建には相応の時間を要することから、原子力被災地で施行される事業であることに鑑み、移転促進区域内の土地の買取等を柔軟に対応できるようにすること。
- 町内復興拠点の整備に当たり、町においては、大規模な市街地再開発事業等の経験がないため、独立行政法人都市再生機構に町内復興拠点の整備等復興関連全般の業務が委託可能となるように特例措置を設けること。
- 町内復興拠点の整備に当たり、東日本大震災復興交付金及び福島復興再生加速化交付金の長期にわたる十分な確保、対象事業の拡充（例：土地取得・造成費の対象拡大、医療施設・社会福祉施設・商業施設等のランニングコスト 等）、採択要件の緩和（例：効果促進事業の自由度向上 等）、諸手続きの簡素化等を図ること。

4 廃炉・研究開発・新産業拠点の形成促進（イノベーションコースト構想の実現）について

（復興庁、内閣府原子力災害対策本部、経済産業省、文部科学省）

- 町への帰還が可能となった後、持続的に町を発展させるためには、原子力発電所に代わる新たな産業・雇用を町に創出させていくことが必要であるが、町内の96%が帰還困難区域となっており、他の地域にはない大きな困難を抱えている双葉町の復興・再興を牽引するためには、国の主導による、双葉町への事業所・研究機関等の立地促進が不可欠である。そのため、イノベーション・コースト構想の実現に当たり、福島第一原子力発電所の立地町が、この未曾有な原発事故からの復興を果たし、廃炉・研究開発・新産業の新たな拠点として再生できるよう、特段の配慮を行うこと。
- 「東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等研究開発の加速プラン」に掲げられている「廃炉国際共同研究センター（仮称）」について、福島第一原子力発電所の立地町が廃炉の研究拠点となるよう、その立地に特段の配慮を行うこと。
- 福島第一原子力発電所の廃炉を長期にわたり安定的に行うため、廃炉に係る研究者・作業員等を対象とした研修施設を双葉町に設置すること。
- 福島第一原子力発電所の事故の教訓及び復興の過程を広く国内・海外と共有するため、原子力災害復興アーカイブセンター（仮称）を双葉町に設置すること。
- 住民の帰還に先立ち早期に廃炉等に係る事業所の立地が可能となるよう、避難指示解

除準備区域のみならず、線量が相当程度低下した帰還困難区域においても、優先的に除染や電気・水道・道路等の復旧を進め、事業再開等が可能となる仕組みを構築すること。

5 再生可能エネルギー拠点の形成促進について（復興庁、経済産業省）

○双葉町においては、原発事故により荒廃した土地を有効利用していくための事業として、太陽光発電基地の誘致を復興事業の一つとして検討しているところである。その先駆けとして、インフラ復旧等が可能となっている避難指示解除準備区域の農地等を対象として、大規模な太陽光発電基地の誘致を考えている。双葉町の避難指示解除準備区域は、津波による甚大な被災を受けているが、いまだ海岸堤防等のインフラ復旧が着手されておらず、除染も着手されていない。そのため、地権者の意向を確認し、発電事業者を誘致していくためには、相応の時間を要せざるを得ないところ、太陽光発電の固定価格買取制度における買取価格は年々低下し、さらには買取価格の配慮期間が平成 26 年度に終了することから、インフラ復旧等に時間を要することで、事業採算性が悪化し、発電事業者の誘致に支障が生じることが懸念されている。そのため、避難区域においては、事業の十分な採算性が確保されるよう、買取価格の維持と現行 1/3 以内とされている補助率について、さらなる高率の補助への見直しと十分な枠の確保を図ること。

6 震災復興祈念公園の設置について（復興庁、国土交通省）

○国において被災 3 県に整備することとしている「国営復興祈念施設」（公園）について、地震・津波による被害に加えて、原子力災害により全町民が避難生活を強いられ、様々な困難な状況の中にあっても、町の復興を目指している双葉町の姿を国内外に示すことは、本施設整備の趣旨に合致するものであり、また、施設整備により将来にわたって町内に来訪者が増えることは町の再興にとって意義があることから、福島県における「国営復興祈念施設」（公園）は双葉町へ整備すること。

7 水道施設の早期復旧について（復興庁、厚生労働省）

○双葉町内の水道は、双葉地方水道企業団により整備・運営がなされてきたが、東日本大震災により広範囲にわたり甚大な被害を受け、さらに導水管が帰還困難区域の中でも特に線量の高い地域を通過している。水道施設は、町内復興拠点の設置はもとより、住民帰還の前提として不可欠なものであることから、国が主体となって、既存施設の修繕のほか、代替施設の設置も考慮の上、整備を行うこと。

8 復興に向けた道路の整備について（復興庁、国土交通省）

○浜通り地域の復旧、復興を加速化し、南北の分断を早期に解消するため、常磐自動車道の未開通区間の早期整備を行うこと。また、国道 6 号線の通過交通量の緩和、災害

時の避難路や応急対応に必要な作業員と救援物資等の搬送路の確保、町内復興拠点への企業立地や帰還する町民の利便の促進等のため、双葉町内に復興インターチェンジを設置すること。

- 浜通りの復興支援・地域振興、町内復興拠点への企業立地や帰還する町民の利便促進等のため、国道6号線の全線4車線化及び国道288号線の拡幅整備を早期に行うこと。

9 JR常磐線の早期復旧について（復興庁、国土交通省）

- 浜通りの復興支援・地域振興、町内復興拠点への企業立地や帰還する町民の利便促進等のため、JR常磐線の早期復旧を行うこと。

10 農地転用の一層の緩和（復興庁、農林水産省）

- 東日本大震災復興特別区域法第49条は、復興整備事業における農地転用手続きの緩和を定めているが、その基準として、同条第3項第3号は「被災関連市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼす恐れがないと認められること」と規定している。原子力被災地は、そもそも営農意欲が著しく低下していることから、「農業の健全な発展」そのものが困難な状況にある。そのため、同3号を削除し、復興拠点の整備や太陽光発電基地等の再生可能エネルギー拠点の整備など、復興のために必要かつ適当な事業であれば、広く農地転用を認める仕組みとすること。
- 農地転用された農地に対する土地改良区の決済金について、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による影響によって農地転用をせざるを得なかった事情に鑑み、減免措置を講ずること。

11 双葉町内の早期除染の実施について（復興庁、環境省）

- 双葉町は、町内の96%が帰還困難区域に指定され、国は除染の見通しを示していない。昨年度、国は双葉町の帰還困難区域において4カ所の除染モデル事業を実施し、今年度についても双葉町役場の除染を行なっているが、こうした帰還困難区域を対象とした国直轄による先行除染の実施は、帰還への希望を抱く町民をつなぎとめ、町復興の絵姿を描く上からも、必須の取組である。そのため、引き続き、国直轄による帰還困難区域の先行除染を町と十分協議し実施すること。

<当面の先行除染対象施設の要望>

- ①双葉中学校 ②双葉高校 ③双葉町コミュニティーセンター

※上記公共施設は、既に除染した「山田農村広場」、「双葉厚生病院」、「ふたば幼稚園」、「双葉町役場」等の各施設と同様に、双葉町のほぼ中間から南部に位置し、国道288号線及び常磐自動車道、更には国道6号線へのアクセスも良く町民の多くが避難する避難先からの町内一時立ち入りに際しても、休憩施設として立ち寄ることも容易なことから帰還困難区域における国直轄に

よる先行除染の対象として適当と考える。

- 避難指示解除準備区域については、本格除染を早期に実施すること。
- 帰還困難区域のうち相当程度線量が低下した地域については、廃炉・研究開発・新産業等の拠点としての整備も構想されることから、こうした町内復興拠点が構想される地域については、本格的な除染を先行して実施するようにすること。

1 2 森林及び農業用ダム・ため池の放射性物質対策について

(復興庁、農林水産省、環境省)

- 森林における除染対象範囲の拡大や、森林内の放射性物質の動態変化に応じた効果的かつ効率的な除染方法の追加など、地域の実情に応じた森林除染の方針を速やかに決定するとともに、実施に関するロードマップを早急に示すこと。
- 農業用ダム・ため池については、流域から流入する放射性物質が蓄積されていることから、下流への放射性物質の拡散や周辺環境への影響を防止するため、国が主体となり除染を行うこと。

1 3 農業の復興・再生について (復興庁、農林水産省)

- 放射線量が高く、農作物の栽培が長期間困難な農地等について、国の責任において将来の円滑な営農再開に向けた保全管理を行うこと。
- 当面、食用作物の栽培が困難な農地においては、バイオマスエネルギーの原料とする資源作物の栽培等も有効であると考えられることから、国が主体となり、企業・大学・県等との連携も図りながら、採算性等の実用可能性等について調査・研究を行うこと。また、放射性物質の影響を受けにくい植物工場や再生可能エネルギーを活用した大規模施設園芸などの導入についても支援を行うこと。

1 4 野生鳥獣の駆除対策について (復興庁、環境省)

- 環境省が実施している野生鳥獣の捕獲について、イノシシによる住宅等への被害が深刻化していることから、来年度以降も継続して実施するとともに、わなの設置個所を増やすなど効果的な対策を講じること。また、町の有害対象狩猟鳥獣捕獲隊は、避難により分散し、編成が困難であるため、国により実施すること。

II 町民の生活支援・生活再建について

1.5 賠償指針・基準の見直しについて（復興庁、文部科学省、経済産業省）

- 国の原子力損害賠償紛争審査会による中間指針及び東京電力による賠償基準については、町民の被害実態に沿った賠償となるよう、不断の見直しを行うこと。
特に、精神的損害、就労不能・営業・営農損害、家賃等、指針において終期等が定められているものについては、その取扱いについて、町の被害実態に応じて、柔軟な対応をとれるようにすること。
- 先般、原子力損害賠償紛争解決センターにおいて、精神的損害の集団申立てに対する和解案が提示されたが、こうした多くの被災者に共通する和解事例については、紛争解決センターに申し立てを行った被害者のみならず、同様の被害を被ったすべての被災者に等しく賠償されるべきである。そのため、多くの被災者に共通する和解事例については、原子力損害賠償審査会の賠償指針に盛り込むようにすること。
- 国は、東京電力が、被害者との話し合いに丁寧に応じ、被害者の実情に見合った賠償を迅速・確実・公平に行うよう、東京電力に対する指導及び特別事業計画の履行を徹底すること。
- 国は、東京電力に対して、原子力損害賠償紛争解決センターの対応に関し、以下の点を強く指導すること。
 - ・センターの審議に迅速かつ誠実に対応すること。
 - ・センターが提示する賠償額を受け入れ、迅速に賠償を行うこと。
 - ・センターにおいて和解した案件と同様の事例については、直接請求の被害者に対しても、和解内容と同様の賠償を行うこと。

1.6 復興公営住宅（災害公営住宅）と町外コミュニティ（町外拠点）の早期整備について（復興庁、国土交通省）

- 双葉町においては、町民が集まって居住できる福島県営の復興公営住宅（災害公営住宅）の整備を、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に要望している。整備主体である福島県において、双葉町の要望に沿った整備が可能となるよう、国においては、十分な財源確保と柔軟な制度運用を図ること。特に、以下の点について、措置すること。
 - ・被災前の町民の生活実態に沿って、戸建て、長屋建てを含めた、低層住宅を中心とした住宅団地の整備が可能となるよう、補助上限について柔軟に対応すること。
 - ・いわき市勿来酒井地区に整備される復興公営住宅を「双葉町外拠点」の中心として、町民のコミュニティの拠点としての機能を併せ持つことを計画している。その実現を図るため、通常の災害公営住宅において補助対象とならない以下のような点について、特段の支援措置を講ずること。
 - ①双葉町の商店主等が、町民の集う場所で事業が再開できることは、復興公営住宅入居者の生活利便性の向上及び町民のコミュニティ形成の促進につな

がることから、復興公営住宅に併設して、無償で入居できる店舗等（テナント）を整備できるようにすること。

②復興公営住宅の入居者は高齢者であることに鑑み、高齢者への生活支援を充実させるため、地方公共団体が整備する診療所・高齢者福祉関係施設などを復興公営住宅に併設できるようにすること（現行の高齢者生活支援施設等併設事業ではこれらの施設の設置者が民間でなければ補助されず、また用地費が補助対象とならない）。また、これらの施設について、施設費だけでなく、当面の運営費についても継続的に支援できるよう、補助対象を拡大すること。

③全国に避難する町民が容易に利用できるコミュニティの場とするため、宿泊可能となる機能を併せ持った十分な広さを持つ集会施設や広場等の整備ができるようにすること。

○受入自治体に対して、ごみ処理等の負担を強いていることから、そのために必要となる施設の改修等への支援を含めて、特段の財政措置を講ずること。

○賠償の進展に伴い、自ら自宅を再建する町民が増えることが見込まれることから、住宅取得に困難が生じないよう、良好な宅地の供給、税制面の拡充・継続、住宅情報の提供など、住宅取得に向けた支援体制を構築すること。特に、避難者が集中している地域においては、宅地需給がひっ迫していることから、避難者等が住宅再建のための優良宅地造成などの用途で民間事業者へ土地が売却された場合の譲渡所得に係る所得税の減免措置を講ずるなど、良好な宅地供給を促進するための特段の措置を講ずること。

1.7 福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業の運用改善について

（復興庁）

○長い時間にわたる双葉町の復興を支える基礎は町民の強いきずなであることから、全国に避難している町民のきずなを回復させることが喫緊の課題である。そのため、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業を活用し、交流拠点の設置等を行っているところであるが、同事業について、町民のきずなの維持・発展に幅広く活用できるよう、以下のような運用改善を行うこと。

- ・双葉町の大字行政区総会への出席を促進するため、行政区総会出席を目的とした交通費支援を可能とすること。
- ・現在の加速事業は委託事業であるため、団体が主催する行事への補助金という形が取れないこととなっている（例えば、全国に離散している子どもたちの再会の集いは、「青少年育成町民会議」という団体が実施しているため、帰還・再生加速事業には該当しないこととされた）が、団体に対して補助金に近い形の交付が認められるようにすること

18 再開した町立学校の教育の充実について

(復興庁、文部科学省)

- 平成26年4月に町立幼・小・中学校をいわき市において再開したところである。再開した学校における教育を充実させるため、少人数教育の実践及び支援の必要がある子どもたちのために、加配の継続等、必要な財源や人員確保等に特段の措置を講ずること。その際、教員以外の支援員等の配置も可能とすること。
- 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」について、平成27年度以降も帰還が可能となるまで継続すること。

19 双葉町の社会福祉法人への支援について (復興庁、厚生労働省)

- 双葉町の社会福祉法人「ふたば福祉会」が、特別養護老人ホーム「せんだん」、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)「せんだんの家」の事業再開を、いわき市において計画し諸手続きを進めている。ついでには、特別養護老人ホームの再開に対し、「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の追加交付を行うこと。グループホームについては、「福島県小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金事業」による支援を予定しているが、同基金事業は平成26年度限りとされているため、平成27年度以後への事業延長措置を講ずること。
- 双葉町の社会福祉法人の事業再開に伴う介護職員等の確保及び受入自治体の福祉施設における人材確保に具体的な支援措置を講ずること。
- 双葉町社会福祉協議会は、応急仮設住宅等を中心に町民の訪問ケアを実施し、町民の安否確認や高齢者に対する支援等、さらに、要支援、要介護の認定者数が増加による居宅介護等の相談業務への対応などを行っている。これらは、国の緊急雇用創出事業交付金による福島県地域コミュニティ復興支援事業によって配置された、社会福祉協議会の生活支援相談員がその役割を大きく担っているが、同事業は平成26年度までとされていることから、双葉町への帰還が可能となるまで同事業の継続を行い、生活支援相談員の継続・充実を図ること。
- 双葉町は、いわき市勿来酒井地区において整備される福島県営の復興公営住宅内に高齢者福祉施設の併設を要望し、その運営を双葉町社会福祉協議会に委託することを計画している。福島再生加速化交付金(長期避難者生活拠点形成)の高齢者福祉施設関係の事業においては、用地費が対象となっていないことから、用地費を含めて補助対象とすること。また、これらの施設について、施設費だけでなく、当面の運営費についても継続的に支援できるよう、補助対象を拡大すること。

20 町商工事業者の事業再開について (復興庁、経済産業省)

- 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業について、県内外を問わず、再開を希望する事業者が容易に支援を受けられるよう、被災事業者の様々な実情を踏まえ、個人事業者が参加しやすい環境づくりなども含め、柔軟できめ細かい制度運用を図ること。

また、平成 27 年度以降も継続するとともに十分な予算を確保すること。

2 1 応急仮設住宅（借上住宅を含む）について（復興庁、内閣府防災担当）

- 応急仮設住宅（借上住宅を含む）の供与期間について、双葉町は、警戒区域の見直しの際に、事故後 6 年間は避難指示が解除されないことが決められているため、少なくとも平成 29 年度まで延長すること。また、契約が 1 年ごととなっており不安定なため、一般的な 2 年契約とすること。
- 応急仮設住宅（プレハブ型）について、建物の耐用年数が近づきつつあり、建物の傷みが目立つことから、補修等を進め、居住環境を改善すること。
- 借上住宅の住み替えの制限（福島県外の新規受付の終了、回数の制限、住み替え理由の制限等）について、避難生活の長期化に伴い、被災者の事情が複雑になってきていることから、町の判断で柔軟な対応ができるようにすること。
- 仮設住宅から復興公営住宅等への移行がスムーズに図られるように、福島県と連携して適切な措置を講ずること。

2 2 高速道路無料措置の延長について（復興庁、国土交通省）

- 町民の交流機会の確保、離散して避難生活を続ける家族間の移動経費の負担増に対応するため、全国各地に避難している町民が利用する高速道路の利用料金の無料措置について、双葉町への帰還が可能となり、以前の生活ができるようになるまで延長すること。

2 3 国民健康保険・後期高齢者医療等医療保険及び介護保険・障害者福祉サービスについて（復興庁、厚生労働省）

- 医療費の一部負担金、国民健康保険税、後期高齢者医療等医療保険料、国民年金保険料、介護保険利用料及び保険料、障害者福祉サービス利用負担金の減免について、双葉町への帰還が可能となり、以前の生活ができるようになるまで延長すること。
- 避難先で介護保険サービスがスムーズに利用できるよう、避難先自治体において、原発避難者特例法に基づく、要支援、要介護認定等に関する事務を優先的に行なえるようにすること。

2 4 避難指示解除準備区域内における資産の代替資産特例の適用について （復興庁、総務省）

- 不動産取得税、固定資産税及び都市計画税に対する「代替資産特例」について、帰還困難区域及び居住制限区域のみが適用対象となっているが、双葉町の避難指示解除準備区域については、昨年 12 月の原子力損害賠償紛争審査会中間指針第 4 次追補においても町内の他の地域と同等の取扱いとされたことから、生活再建に資する税制上の取扱いについても、全町同一の取扱いとなるように措置すること。

25 復興支援バス（特定被災地域公共交通調査事業）の延長について

（復興庁、国土交通省）

- 市街地から離れたところに立地している仮設住宅と市街地を結ぶ、仮設住宅の避難者の生活の足として運行されている「復興支援バス」について運行支援の根拠となっている特定被災地域公共交通調査事業は、平成27年度までとされているが、同事業は将来にわたって継続し、「復興支援バス」の継続的な運行を確保するとともに、路線の拡充にも対応すること。さらに、事業者によっては、「復興支援バス」の運行に適した小型バスが不足していることから、バスの車両購入費も補助対象とすること。
- 復興支援バスについては、現在、仮設住宅と市街地を結んでいるが、今後、復興公営住宅の整備がなされ、仮設住宅から復興公営住宅へ避難者がシフトしていくことが想定されていることから、復興公営住宅と市街地を結ぶ路線にも適用対象を広げること。あわせて、仮設住宅や復興公営住宅に限らず、町民がある程度集中している地区へは路線延長が可能となるようにすること。

26 被災者生活再建支援金の申請期間の延長について

（復興庁、内閣府防災担当）

- 地震・津波により住宅に被害があった方に対する被災者生活再建支援金について、現在、基礎支援金の申請受付が、平成27年4月10日までとされているが、町内の大部分が帰還困難区域であり住宅等の被害調査が進んでいないことから、被害調査が完了するまで申請受付期間を延長すること。

27 健康管理体制の構築について（復興庁、環境省）

- 放射性物質による人体への健康被害は未知数であることから、町民は、将来の健康について不安を抱えながら生活を送っている。そのため、全国に避難している町民が、被ばく検査を受検しやすい環境などを構築するとともに、内部被ばくに関する相談窓口を一元化すること。さらに、被爆者健康手帳制度などを参考として、健康被害の未然防止や早期発見・治療を可能とする長期的な健康管理に対する施策を将来にわたって確実に実施すること。

Ⅲ その他

28 中間貯蔵施設について（復興庁、環境省）

○先日、国により開催された中間貯蔵施設に関する住民説明会では、住民の質問・意見等に対し明確な回答がなされていない。国はこれまでの条件を抜本的に見直すなど、真に町民に寄り添った対応を検討し早急に提示すること。

29 復興に向けた町の財源確保について（復興庁、総務省）

○集中復興期間は平成27年度までとされているが、双葉町へ帰還・復興が可能となるまで、安定的な財源の確保が可能となるよう、震災復興特別交付税の延長をはじめ、特段の財政措置を講ずること。

30 復興に向けた人的支援及び国による総合的な調整について

（復興庁、総務省）

○これまでも全国の地方公共団体、国等から人的支援がなされているところであるが、今後の被災者の生活支援や町の復興事業に対応するためには、さらにマンパワーが必要となる。特に、被災者の心身の健康を守る保健活動などのソフト事業を担う人材だけでなく、ハード事業を担う技術者など、各分野において専門的な知識を有するマンパワーが必要となることから、全国の地方公共団体、国等の関係機関による継続した人的支援とともに、国において、こうした専門的知識を有する人材派遣の総合的な調整機能を強化すること。

31 避難者受入自治体に対する支援措置の継続について（復興庁、総務省）

○現在、避難者を受け入れている自治体については、震災復興特別交付税が措置されているが、その継続交付と、受入先自治体住民に対して同制度の情報発信を行うこと。

32 住民基本台帳カードの申請・交付について（復興庁、総務省）

○現在、双葉町に住民票のある方に対して住民基本台帳カードの申請・交付については、その都度来庁して手続きをしているが、避難先の都道府県等の出先機関等で住民基本台帳カードの申請・交付、本人確認ができるようにすること。

○今後、個人番号カード普及のためにも、住民票を変えずに避難している状況が続いている現状の中で、住民基本台帳から個人番号カードへの導入の際に、本人確認等同様の事務を行えるようにすること。

以上